

令和 6 年度 豊中市指定障害福祉サービス 事業者等集団指導

【法令の探し方のヒント】

豊中市 福祉部 福祉指導監査課 障害事業者係

〈目次〉

1. 法令等の探し方のヒント
2. 報酬改定の探し方のヒント
3. 根拠法令の紐づけのヒント
4. 基準の読み方のヒント

1. 法令等の探し方のヒント

法令の探し方のヒントをいくつかご紹介します。

指導の根拠は、いつでも法令です。

そして、法令はあくまでも最低基準について定めたものです。

法令が守られていない場合は、行政処分の対象となることがありますので、事業運営にあたり、しっかりと法令を確認してください。

法令等の探し方のヒント①省令・告示・通知

「厚生労働省法令等データベースサービス」では、法令や通知の検索が可能です。

厚生労働省法令等データベースサービス



法令検索

[目次\(体系\)検索へ](#)

[本文検索へ](#)

[情報詳細検索へ](#)

通知検索

[目次\(体系\)検索へ](#)

[本文検索へ](#)

[情報詳細検索へ](#)

公示閲覧

[公示・閲覧等](#)

法令検索では、厚生労働省所管の法律、政令、省令、告示等を検索できます。
《最新: 令和2年12月1日》
(令和3年2月2日更新)

通知検索では、厚生労働省所管の主な訓令、通知、公示等を検索できます。
《最新: 令和2年12月10日》
(令和3年2月2日更新)

公示閲覧では、厚生労働省所管の主な公示等について閲覧できます。

◆本データベースシステムのデータは毎月更新されます。
◆なお、更新までの間に発出された法令・通知等は以下の登載準備中のコーナーに掲載され、データベースへ登載後当該コーナーから削除されます。
[直近の更新により掲載された法令・通知一覧](#)

[登載準備中の新着法令](#)
(2月5日更新)

[登載準備中の新着通知](#)
(2月5日更新)

登録準備中の新着法令・通知検索
検索したい用語を入力してください

検索

- ◆[サイトマップ](#)
- ◆[利用に際しての注意事項](#)
- ◆[操作説明書](#)

[日本法令外国語訳データベースシステム\(法務省HPへのリンク\)](#)

[厚生労働省HPへ戻る](#)

法令等の探し方のヒント②Q & A

WAM NETでは、サービスごとの指定基準や報酬関係のQ&Aを検索することができます。
キーワード検索も可能です。

The screenshot shows the WAM NET website interface. At the top, there's a header with the WAM NET logo and navigation links like 'スマホサイト', 'お問合せ', 'サイトマップ', '音声・文字サイズ', and a Google Custom Search bar. Below the header, a banner states that the site is operated by the WAM Independent Administrative Institution Welfare Medical Institutions. A main navigation bar includes links for 'トップ', '介護', '医療', '障害者福祉', '高齢者福祉', '児童福祉', and '知りたい'. On the left, there's a sidebar with sections like '行政情報を見る' and '障害者福祉制度を知りたい'. The main content area is titled '障害者福祉サービス等指定基準・報酬関係Q&A' and includes a sub-header '障害福祉サービス関係Q & Aについて'. The text explains that the site provides Q&A on designated standards and remuneration for disability welfare services, and directs users to the relevant department of the Ministry of Health, Labour and Welfare for more details. Below this, there's a search section titled '▼検索BOX・・・キーワード検索ができます' with options for '全体検索' and '複数条件の検索 (AND検索)'. A search box with a magnifying glass icon is provided. To the right of the search box, there are filters for '定員' (Staff), '職場環境等要件' (Work environment requirements), and '営業時間 送迎' (Operating hours, pickup/drop-off). Below the search box, there's a section titled '▼カテゴリー選択' (Category selection) with instructions on how to use the category filters. A diagram shows the relationship between the search box and the category filters, indicating that selecting a category will filter the search results. The category filters include '訪問系' (Home care), '日中 送迎系' (Daytime pickup/drop-off), '施設系' (Facility), '通知年' (Notification year), '短期入所 (30)' (Short-term admission (30)), '療養介護 (0)' (Nursing care (0)), and '生活介護 (1)' (Life care (1)).

WAM NET
WELFARE AND MEDICAL SERVICE NETWORK SYSTEM

◆スマホサイト ◆お問合せ ◆サイトマップ ◆音声・文字サイズ Google™ カスタム検索 検索

WAM 独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイトです。

トップ 介護 医療 障害者福祉 高齢者福祉 児童福祉 知りたい

会員入口 会員登録

行政情報を見る
行政情報(障害者福祉)

障害者福祉制度を知りたい
制度解説・ハンドブック
障害者福祉制度解説
利用までの流れ
サービス一覧・紹介
よくあるご質問
用語集
制度解説特集

サービス提供機関を調べる
障害福祉サービス等情報検索
福祉サービス第三者評価
サービス提供機関情報検索

障害者福祉 > 障害福祉サービス等指定基準・報酬関係Q&A

障害福祉サービス等指定基準・報酬関係Q&A

障害者福祉

障害福祉サービス関係Q & Aについて

厚生労働省からこれまでに通知された障害福祉サービス関係Q&A（指定基準・報酬関係等）を、見やすく、簡単に検索できるよう掲載しました。
なお、個々のQ&Aの詳細については、[厚生労働省](#)の担当部署にお問い合わせ下さい。

▼検索BOX・・・キーワード検索ができます

- 全体検索ができます
- 複数条件の検索（AND検索）も可能です

定員 や 職場環境等要件 など
営業時間 送迎 など

検索

▼カテゴリー選択

- 検索したいQ&Aをサービス体系から選択できます
- Q&Aが出された日付（通知年）から探すこともできます
- 選択後に検索BOXを活用すると、選択後の内容からさらに検索も可能に！

訪問系 ▼ 日中 送迎系 ▼ 施設系 ▼
通知年: 全て ▼ 短期入所 (30) 療養介護 (0) 生活介護 (1)

法令等の探し方のヒント③豊中市条例

豊中市の条例・規則等については、豊中市ホームページから調べることができます。

豊中市 Toyonaka City

音声読み上げ・文字拡大 | Multilingual | サイトマップ

キーワードから探す

検索

くらし・手続き

子育て・教育

健康・福祉・医療

人権・文化・スポーツ

まちづくり・環境

市政情報

施設案内

🏠 トップページ > 市政情報 > 条例・規則等

条例・規則等

🔍 条例・規則 (豊中市例規情報システム) (外部サイト)

> 要綱一覧

豊中市例規集

内容現在 令和3年12月31日

体系 五十音

体系目次

第1編 総 則

第2編 議会・選挙・監査

第3編 財 政

第4編 社会福祉

事務分掌

健康福祉

訴訟貸付

企業立地

福祉資金

保護

児童福祉

障害者福祉

老人福祉

介護保険

福祉施設

文化芸術

市民ホール

伝統芸能館

市民ギャラリー

文化センター

国際交流センター

豊中市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則

豊中市障害者施策推進協議会条例

豊中市障害者施策推進協議会規則

豊中市介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例

豊中市介護給付費等支給審査会規則

豊中市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

豊中市知的障害者福祉法施行細則

豊中市立障害福祉センター条例

豊中市立障害福祉センター条例施行規則

豊中市身体障害者福祉法施行細則

豊中市立たちばな園条例

豊中市立たちばな園条例施行規則

豊中市たちばな園指定管理者選定評価委員会規則

豊中市精神障害者保健福祉手帳の事務処理に関する規則

豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

豊中市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

豊中市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

豊中市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

豊中市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

豊中市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

◆昭和48年12月26日

◆昭和47年4月1日

◆昭和47年4月1日

◆平成18年3月31日

◆平成18年3月31日

◆平成18年3月31日

◆昭和62年4月1日

◆平成2年4月2日

◆平成2年5月17日

◆昭和62年4月1日

◆平成元年4月1日

◆平成元年8月1日

◆平成28年3月29日

◆平成24年3月30日

◆平成24年12月21日

◆平成24年12月21日

◆平成24年12月21日

◆平成24年12月21日

◆平成24年12月21日

◆平成24年12月21日

規則第51号

条例第36号

規則第34号

条例第20号

規則第38号

規則第39号

規則第18号

条例第15号

規則第24号

規則第17号

条例第14号

規則第36号

規則第56号

規則第47号

条例第60号

条例第61号

条例第62号

条例第63号

条例第64号

条例第65号

2. 報酬改定の探し方のヒント

令和6年度の報酬改定については、
厚生労働省・こども家庭庁のホームページに各種資料が掲載されています。
該当サービスの内容をよくご確認の上、適正な事業所運営を行ってください。

- ・ 改定の概要
- ・ 改正（省令・告示・解釈通知・留意事項通知 等）
- ・ 令和6年度報酬改定に関するQ&A
- ・ 通知・事務連絡
- ・ 加算の届出様式 等

（内容は令和6年7月31日時点）

【厚生労働省】ホームページ



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

Google カスタム検索

テーマ別に探す | 報道・広報 | **政策について** | 厚生労働省について | 統計情報・白書 | 所管の法令

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

福祉・介護

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

[改定の概要等](#) [省令・告示](#) [通知・事務連絡](#) [参考資料](#)

改定の概要等

- PDF 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 [2.2MB] 
- PDF 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 [3.3MB] 

ホーム

⇒ 政策について
⇒ 分野別の政策一覧
⇒ 福祉・介護
⇒ 障害者福祉
⇒ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

【こども家庭庁】ホームページ



ホーム こども向けホームページ 相談窓口 子育て中の皆さんへ Global Site 🔍 検索

ホーム > 政策 > 障害児支援 > 障害児支援施策 > 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

改定事項の概要

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における障害児支援関係の改定内容とそのポイントについては、こちらをご覧ください。

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）改定事項の概要（令和6年4月1日）

ホーム

⇒ 政策

⇒ 障害児支援

⇒ 障害児支援施策

⇒ 令和6年度障害福祉サービス
等報酬改定について

3. 根拠法令の紐づけのヒント

根拠法令は、サービスごとに異なります。

ここでは、サービス提供の基本となる根拠法令についてご説明します。

日々の事業所運営では、基準に則したサービス提供を行っていることと思いますが、改めてご確認ください。

根拠法令一覧表【人員・設備・運営基準】

		サービス	令和6年度 改正省令	基準省令	解釈通知
障害者	障害福祉サービス	居宅介護	令和6年内閣府・厚生労働省令第3号	省令第171号	H18年障発第1206001号
		重度訪問介護			
		同行援護			
		行動援護			
		療養介護			
		生活介護			
		短期入所			
		重度障害者等包括支援			
		自立訓練（機能訓練）			
		自立訓練（生活訓練）			
		就労移行支援			
		就労継続支援A型			
		就労継続支援B型			
		就労定着支援			
		自立生活援助			
		共同生活援助			
	障害者支援施設	障害者支援施設等	令和6年厚生労働省令第17号	省令第172号	H19年障発第0126001号
	地域相談支援	地域移行支援	令和6年内閣府・厚生労働省令第3号	省令第27号	H24年障発0330第21号
		地域定着支援		省令第28号	H24年障発0330第22号
	計画相談支援	計画相談支援			
障害児	障害児通所支援	児童発達支援	令和6年内閣府令第5号	省令第15号	H24年障発0330第12号
		医療型児童発達支援			
		放課後等デイサービス			
		居宅訪問型児童発達支援			
		保育所等訪問支援			
	障害児入所施設等	福祉型障害児入所施設		省令第16号	H24年障発0330第13号
		医療型障害児入所施設			
	障害児相談支援	障害児相談支援		省令第29号	H24年障発0330第23号

根拠法令一覧表【報酬基準】

		サービス	令和6年度 改正告示	報酬告示	留意事項通知
障 害 者	障害福祉サービス	居宅介護	令和6年こども家庭庁・ 厚生労働省告示第3号	告示第523号	H18年障発第1031001号
		重度訪問介護			
		同行援護			
		行動援護			
		療養介護			
		生活介護			
		短期入所			
		重度障害者等包括支援			
		自立訓練（機能訓練）			
		自立訓練（生活訓練）			
		就労移行支援			
		就労継続支援A型			
		就労継続支援B型			
		就労定着支援			
		自立生活援助			
	共同生活援助				
	施設入所支援				
地域相談支援	地域移行支援	告示第124号			
	地域定着支援				
計画相談支援	計画相談支援	告示第125号			
障 害 児	障害児通所支援	児童発達支援	令和6年こども家庭庁 告示第3号	告示第122号	H24年障発0330第16号
		医療型児童発達支援			
		放課後等デイサービス			
		居宅訪問型児童発達支援			
		保育所等訪問支援			
	障害児入所施設等	福祉型障害児入所施設		告示第123号	
		医療型障害児入所施設			
	障害児相談支援	障害児相談支援		告示第126号	

＊サービスによっては、サービス提供の際にご留意いただきたい関係告示があります。
一部を抜粋して掲載しておりますので、詳細は集団指導のサービス別資料をご確認ください。

関係通知等（訓練系・就労系にかかる主なもの）

名称
・厚生労働大臣が定める事項及び評価方法 （令和3年3月23日厚労省告示第88号）
・就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について （平成19年4月2日障発第0402001号）
・就労定着支援の実施について （令和3年3月30日障発第0330第1号）
・障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて （平成18年12月6日障発第1206002号）

5



このような
ページです。

＊『改善報告書』（運営指導において指摘事項のあった事業所に提出を求めるもの）の最終ページにもスライド p11・12と同様の根拠法令をサービスにより抜粋して記載しています。

【根拠法令等】

- ※ 法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
 - ※ 規則：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚労省令第19号）
 - ※ 虐待防止法：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
 - ※ 条例第60号：豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第60号）
 - ※ 条例第61号：豊中市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第61号）
 - ※ 条例第62号：豊中市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）
 - ※ 条例第63号：豊中市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）
 - ※ 条例第64号：豊中市福祉ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）
 - ※ 条例第65号：豊中市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第65号）
 - ※ 市移動支援実施要綱：豊中市障害者等移動支援事業実施要綱
 - ※ 市移動支援指定要綱：豊中市障害者等移動支援事業者の指定に関する要綱
- 以下「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」という。
- ※ 省令第171号：障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚労省令第171号）
 - ※ 省令第172号：障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚労省令第172号）
 - ※ 省令第27号：障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚労省令第27号）
 - ※ 省令第28号：障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚労省令第28号）
 - ※ 告示第523号：障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚労省告示第523号）
 - ※ 告示第124号：障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚労省告示第124号）
 - ※ 告示第125号：障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚労省告示第125号）
 - ※ 告示第539号：厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚労省告示第539号）
 - ※ 告示第543号：厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚労省告示第543号）
 - ※ H18年障害第1206001号：障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年障害第1206001号）
 - ※ H19年障害第0126001号：障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年障害第0126001号）
 - ※ H18年障害第1031001号：障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年障害第1031001号）
 - ※ H24年障害0330第21号：障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年障害0330第21号）
 - ※ H24年障害0330第22号：障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年障害0330第22号）

市条例も
あります。

4. 基準の読み方のヒント

ここで紹介する報酬改定の見方や基準の読み方は、あくまでも一例です。
基準を確認する際の参考にしてください。

【報酬改定】①省令の読み方

		サービス	令和6年度 改正省令	基準省令	解釈通知
障害者	障害福祉サービス	居宅介護	令和6年内閣府・厚生労働省令第3号	省令第171号	H18年 第1006001号
		重度訪問介護			
		同行援護			
		行動援護			
		療養介護			
		生活介護			
		短期入所			
		重度障害者等包括支援			
		自立訓練（機能訓練）			
		自立訓練（生活訓練）			
		就労移行支援			
		就労継続支援A型			
		就労継続支援B型			
		就労定着支援			
		自立生活援助			
		共同生活援助			
障害児	障害者支援施設	障害者支援施設等	令和6年厚生労働省令第17号	省令第172号	H19年障発第0126001号
	地域相談支援	地域移行支援	令和6年内閣府・厚生労働省令第3号	省令第27号	H24年障発0330第21号
		地域定着支援		省令第28号	H24年障発0330第22号
	計画相談支援	計画相談支援			
	障害児通所支援	児童発達支援	令和6年内閣府令第5号	省令第15号	H24年障発0330第12号
		医療型児童発達支援			
		放課後等デイサービス			
		居宅訪問型児童発達支援			
	障害児入所施設等	保育所等訪問支援			
		福祉型障害児入所施設		省令第16号	H24年障発0330第13号
		医療型障害児入所施設			
	障害児相談支援	障害児相談支援		省令第29号	H24年障発0330第23号

居宅介護の場合、

○令和6年度 改正省令
…『令和6年内閣府・厚生労働省令第3号』

○基準省令
…『省令第171号』

まずは厚生労働省ホームページを確認。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

福祉・介護

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

改定の概要等 省令・告示 通知・事務連絡 参考資料

改定の概要等

- PDF 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 [2.2MB]
- PDF 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 [3.3MB]

下へスクロールすると…

省令・告示

省令・告示

これが改正省令・改正告示

PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和6年内閣府・厚生労働省令第3号） [741KB]

PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第17号） [295KB]

PDF 児童福祉法（令和6年内閣府令）

PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号） [2.5MB]

これが居宅介護の令和6年度改正省令『令和6年内閣府・厚生労働省令第3号』

『内閣府・厚生労働省令第3号』
と記載されている。

○内閣府
厚生労働省 令第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十六項及び第二十一項、第三十条第二項、第三十六条第一項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）、第四十一条の二第一項及び第二項、第四十三条第三項、第五十一条の二十一第二項において準用する第五十一条の十九第一項、第五十一条の二十一第二項において準用する第五十一条の二十第一項、第五十一条の二十四第一項及び第二項並びに第八十条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令を次のように定める。

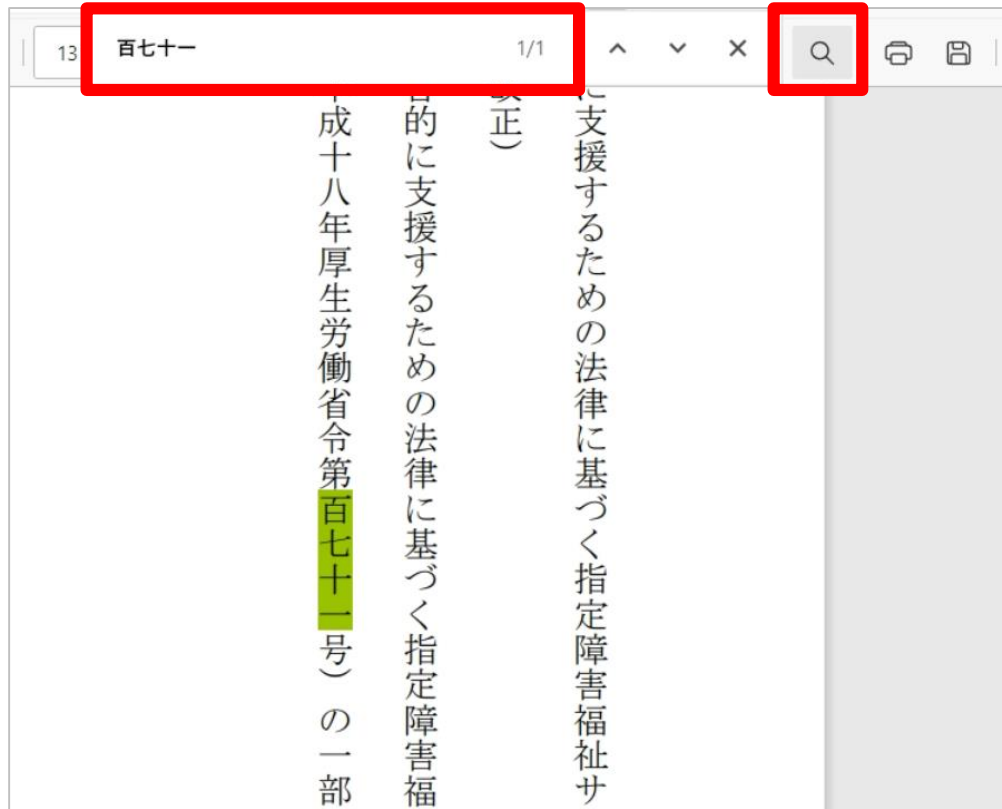
令和六年一月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 武見 敬三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業

検索ボタンを押して、
居宅介護の基準省令『省令第171号』の
「百七十一」を検索ワードとして入力。



『省令第171号』の改正ページが
表示される。



(参考)
この「第二条」は、改正省令である
『内閣府・厚生労働省令第3号』の
第二条。
この条に、『省令171号』の改正点
が記載されているということ。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)
第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)の一部を次の表のように改正する。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することとに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）
第三十条（略）

（新設）
第三十条（略）
（管理者及びサービス提供責任者の責務）

（居宅介護計画の作成）
第二十六条（略）
2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。
3 サービス提供責任者は、第一項の居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

（居宅介護計画の作成）
第二十六条（略）
2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。
3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

報酬改定の見方（例）

1 第26条『居宅介護計画の作成』の第2項・第3項が一部改正されている。

※上段が改正後、下段が改正前。
傍線部分が改正部分。

第27～29条は記載なし。
（＝今回は改正なし）

2 第30条『管理者及びサービス提供責任者の責務』の第4項が新設されている。

【報酬改定】②解釈通知の読み方

		サービス	令和6年度 改正省令	基準省令	解釈通知
障害者	障害福祉サービス	居宅介護	令和6年内閣府・厚生労働省令第3号	省令第171号	H18年障発第1206001号
		重度訪問介護			
		同行援護			
		行動援護			
		療養介護			
		生活介護			
		短期入所			
		重度障害者等包括支援			
		自立訓練（機能訓練）			
		自立訓練（生活訓練）			
		就労移行支援			
		就労継続支援A型			
		就労継続支援B型			
		就労定着支援			
		自立生活援助			
		共同生活援助			
障害児	障害者支援施設	障害者支援施設等	令和6年厚生労働省令第17号	省令第172号	H19年障発第0126001号
	地域相談支援	地域移行支援	令和6年内閣府・厚生労働省令第3号	省令第27号	H24年障発0330第21号
		地域定着支援		省令第28号	H24年障発0330第22号
	計画相談支援	計画相談支援			
	障害児通所支援	児童発達支援	令和6年内閣府令第5号	省令第15号	H24年障発0330第12号
		医療型児童発達支援			
		放課後等デイサービス			
		居宅訪問型児童発達支援			
	障害児入所施設等	福祉型障害児入所施設		省令第16号	H24年障発0330第13号
		医療型障害児入所施設			
	障害児相談支援	障害児相談支援		省令第29号	H24年障発0330第23号

居宅介護の場合、

○解釈通知
…『H18年障発第1206001号』

まずは厚生労働省ホームページを確認。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

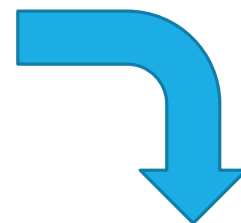
福祉・介護

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

改定の概要等 省令・告示 通知・事務連絡 参考資料

改定の概要等

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 [2.2MB]
- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 [3.3MB]



下へスクロールすると…

通知・事務連絡

障害者総合支援法関連通知

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について [6.1MB]
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について [2.1MB]**
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について [1.3MB]
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について [1.3MB]
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について [1.3MB]

この解釈通知に居宅介護が含まれている。
※PDFを開いて確認、詳細は次ページ

(別紙2)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

改正後		現行	
	障発第1206001号 平成18年12月6日		障発第1206001号 平成18年12月6日
一部改正	障発第0402002号 平成19年4月2日		
一部改正	障発第0331019号 平成20年3月31日		
一部改正	障発第0331032号 平成21年3月31日		
一部改正	障発1007第3号 平成21年10月7日	一部改正	障発1007第3号 平成21年10月7日
一部改正	障発0601第4号 平成22年6月1日	一部改正	障発0601第4号 平成22年6月1日
一部改正	障発0928第1号 平成23年9月28日	一部改正	障発0928第1号 平成23年9月28日

1枚目の赤枠部分から、
『H18年障発第1206001号』であることを確認。

改 正 後	現 行
べ数を12月で除して得た数とする。 ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者の数を推定するものとする。 第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護 1 人員に関する基準	第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護 1 人員に関する基準 (1) 従業者の員数（基準第5条第1項） ① 適切な員数の職員確保 指定居宅介護事業所における従業者の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等に基づき、必要と認められた最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者の数及び指定居宅介護の事業の業務量等を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。 なお、指定居宅介護の提供に当たる従業者（ホームヘルパー）の要件については、別に通知するところによる。 ② 勤務時間数の算定 勤務日及び勤務時間が不規則な従業者（以下「登録居宅介護等従業者」という。）についての勤務延べ時間数の算定については、次のとおりとする。 ア 登録居宅介護等従業者によるサービス提供の実績がある事業所については、登録居宅介護等従業者1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録居宅介護等従業者の前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）とすること。

p 20～、居宅介護の項目が始まっている。

(19) 管理者及びサービス提供責任者の責務（基準第 30 条）

指定居宅介護事業所の管理者とサービス提供責任者の役割分担について規定したものである。管理者の責務を、法の基本理念を踏まえ、利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該指定居宅介護事業所の従業者に基

(19) 管理者及びサービス提供責任者の責務（基準第 30 条）

指定居宅介護事業所の管理者とサービス提供責任者の役割分担について規定したものであり、管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に基準第二章第四節（運営に関する基準）を遵守させるための指揮命令を、サービス提供責任者は、指定居宅介護の利用の申込みに係る従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うもの

51

改 正 後

準第二章第四節（運営に関する基準）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととし、また、サービス提供責任者の責務を、指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うこととしたものである。

その中で、サービス提供責任者は、利用者に対してのみならず、従業者に対しても、利用者への意思決定支援の実施の観点から必要な助言指導を行うことが求められる。なお、意思決定支援ガイドラインにおける意思決定支援責任者の役割については、サービス提供責任者の役割と重複するものであるが、サービス提供責任者とは別に意思決定支援責任者となる者を配置した上で、当該者と業務を分担する等の柔軟な運用を否定するものではないことに留意すること。

現 行

である。

ページをめくると、省令改正のあった第30条『管理者及びサービス提供責任者の責務』の解釈通知も、一部改正されていることがわかる。

【報酬改定】③告示の読み方

		サービス	令和6年度 改正告示	報酬告示	留意事項通知
障害者	障害福祉サービス	居宅介護	令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号	告示第523号	H18年障発
		重度訪問介護			
		同行援護			
		行動援護			
		療養介護			
		生活介護			
		短期入所			
		重度障害者等包括支援			
		自立訓練（機能訓練）			
		自立訓練（生活訓練）			
		就労移行支援			
		就労継続支援A型			
		就労継続支援B型			
		就労定着支援			
		自立生活援助			
		共同生活援助			
		施設入所支援			
	地域相談支援	地域移行支援		告示第124号	
		地域定着支援			
	計画相談支援	計画相談支援		告示第125号	
障害児	障害児通所支援	児童発達支援	令和6年こども家庭庁告示第3号	告示第122号	H24年障発0330第16号
		医療型児童発達支援			
		放課後等デイサービス			
		居宅訪問型児童発達支援			
		保育所等訪問支援			
	障害児入所施設等	福祉型障害児入所施設		告示第123号	
		医療型障害児入所施設			
	障害児相談支援	障害児相談支援		告示第126号	

居宅介護の場合、

○令和6年度 改正告示
…『令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号』

○報酬告示
…『告示第523号』

まずは厚生労働省ホームページを確認。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

福祉・介護

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

改定の概要等 省令・告示 通知・事務連絡 参考資料

改定の概要等

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 [2.2MB]
- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 [3.3MB]

下へスクロールすると…

省令・告示

省令・告示

これが改正省令・改正告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和6年内閣府・厚生労働省令第3号） [741KB]

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年内閣府令第5号） [459KB]

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年内閣府令第5号） [459KB]

これが居宅介護の令和6年度 改正告示
『令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号』

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号） [2.5MB]

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

○こども家庭庁 厚生労働省 告示第三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者福祉法）第10条第1項第2号の2に規定する障害者福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスを次のように定める。

令和六年三月十五日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者福祉法）第10条第1項第2号の2に規定する障害者福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスを要する費用の額を、当該障害福祉サービスに要する費用の額に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者福祉法）第10条第1項第2号の2に規定する障害者福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスを要する費用の額を加算した額とする。

とも家庭庁長官 渡辺由美子
厚生労働大臣 武見 敏三

後	前
別表 介護給付費等単位数表 第1 居宅介護 1 居宅介護サービス費 イ 居宅における身体介護が中心である場合 (1) 所要時間30分未満の場合 <u>256単位</u> (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>404単位</u> (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>587単位</u> (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>669単位</u> (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>754単位</u> (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>837単位</u> (7) 所要時間3時間以上の場合 <u>921単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数 ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合 (1) 所要時間30分未満の場合 <u>256単位</u> (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>404単位</u> (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>587単位</u> (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>669単位</u> (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>754単位</u> (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>837単位</u> (7) 所要時間3時間以上の場合 <u>921単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数 ハ 家事援助が中心である場合 (1) 所要時間30分未満の場合 <u>106単位</u> (2) 所要時間30分以上45分未満の場合 <u>153単位</u> (3) 所要時間45分以上1時間未満の場合 <u>197単位</u>	別表 介護給付費等単位数表 第1 居宅介護 1 居宅介護サービス費 イ 居宅における身体介護が中心である場合 (1) 所要時間30分未満の場合 <u>255単位</u> (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>402単位</u> (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>584単位</u> (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>666単位</u> (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>750単位</u> (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>833単位</u> (7) 所要時間3時間以上の場合 <u>916単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数 ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合 (1) 所要時間30分未満の場合 <u>255単位</u> (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>402単位</u> (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>584単位</u> (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>666単位</u> (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>750単位</u> (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>833単位</u> (7) 所要時間3時間以上の場合 <u>916単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数 ハ 家事援助が中心である場合 (1) 所要時間30分未満の場合 <u>105単位</u> (2) 所要時間30分以上45分未満の場合 <u>152単位</u> (3) 所要時間45分以上1時間未満の場合 <u>196単位</u>

p 3～、居宅介護の項目が始まっている。

【報酬改定】④留意事項通知の読み方

		サービス	令和6年度 改正告示	報酬告示	留意事項通知
障害者	障害福祉サービス	居宅介護	令和6年子ども家庭庁・厚生労働省告示第3号	告示第523号	H18年障発第1031001号
		重度訪問介護			
		同行援護			
		行動援護			
		療養介護			
		生活介護			
		短期入所			
		重度障害者等包括支援			
		自立訓練（機能訓練）			
		自立訓練（生活訓練）			
		就労移行支援			
		就労継続支援A型			
		就労継続支援B型			
		就労定着支援			
		自立生活援助			
		共同生活援助			
	施設入所支援				
	地域相談支援	地域移行支援	告示第124号		
		地域定着支援			
計画相談支援	計画相談支援	告示第125号			
障害児	障害児通所支援	児童発達支援	令和6年子ども家庭庁告示第3号	告示第122号	H24年障発0330第16号
		医療型児童発達支援			
		放課後等デイサービス			
		居宅訪問型児童発達支援			
		保育所等訪問支援			
	障害児入所施設等	福祉型障害児入所施設	告示第123号		
		医療型障害児入所施設			
障害児相談支援	障害児相談支援	告示第126号			

居宅介護の場合、

○留意事項通知
…『H18年障発第1031001号』

まずは厚生労働省ホームページを確認。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

福祉・介護

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

改定の概要等 省令・告示 通知・事務連絡 参考資料

改定の概要等

- PDF 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 [2.2MB]
- PDF 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 [3.3MB]

下へスクロールすると…

通知・事務連絡

障害者総合支援法関連通知

- PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について [6.1MB]
- PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について [1.1MB]
- PDF 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について [1.1MB]

この留意事項通知に居宅介護が含まれている。
※PDFを開いて確認、詳細は次ページ

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

改正後	現行
障発第1031001号 平成18年10月31日 【一部改正】障発第0402003号	障発第1031001号 平成18年10月31日 【一部改正】障発第0402003号 平成19年4月2日 【一部改正】障発0331021号 平成20年3月31日 【一部改正】障発0331041号 平成21年3月31日 【一部改正】障発1007第3号 平成21年10月7日 【一部改正】障発0928第1号 平成23年9月28日 【一部改正】障発0330第5号 平成24年3月30日 【一部改正】障発0329第16号 平成25年3月29日 【一部改正】障発0331第51号 平成26年3月31日 【一部改正】障発1001第1号
平成21年10月7日 【一部改正】障発0928第1号 平成23年9月28日 【一部改正】障発0330第5号 平成24年3月30日 【一部改正】障発0329第16号 平成25年3月29日 【一部改正】障発0331第51号 平成26年3月31日 【一部改正】障発1001第1号	

1枚目の赤枠部分から、
『H18年障発第1031001号』であることを確認。

改 正 後	現 行
(1) 居宅介護サービス費 ① 居宅介護サービス費の算定について 居宅介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画に基づいて行われる必要がある。なお、居宅介護については、派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから、居宅介護サービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載すること。 事業者は、当該居宅介護計画を作成するに当たって、支給量が 30 分を単位(家事援助に当たっては、最初の 30 分以降は 15 分を単位とする。)として決定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を踏まえることが必要である。 また、指定居宅介護等を行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべ	(1) 居宅介護サービス費 ① 居宅介護サービス費の算定について 居宅介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画に基づいて行われる必要がある。なお、居宅介護については、派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから、居宅介護サービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載すること。 事業者は、当該居宅介護計画を作成するに当たって、支給量が 30 分を単位(家事援助に当たっては、最初の 30 分以降は 15 分を単位とする。)として決定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を踏まえることが必要である。 また、指定居宅介護等を行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべ

p 46～、居宅介護の項目が始まっている。